

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは、国際法や国連憲章に違反し、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、平成7年に「平和の町鋸南」宣言を決議した鋸南町議会として、断じて容認できるものでなく、ロシアに対し強く抗議する。

日本政府は、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使して、ロシアの軍事侵攻の停止と即時無条件での撤退、平和の実現に向け行動するとともに、在留邦人の安全確保や国民生活にもたらす影響への対策に万全を尽くすよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月11日

千葉県安房郡鋸南町議会